

2021年9月29日

さいたま市長

清水 勇人 殿

2022年度市政運営及び
予算編成に関する要望書

日本共産党さいたま市議会議員団
団長 神田 義行

目次

【1】 財政運営について	．．．1
【2】 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	．．．2
【3】 地域産業を振興し、中小商工業者の営業を守る施策の充実	．．．4
【4】 農業と地場産業の振興	．．．5
【5】 安全・良質・安価な水道の供給	．．．5
【6】 勤労者福祉と雇用対策の充実	．．．5
【7】 若者への支援	．．．6
【8】 消費者行政の充実	．．．6
【9】 「さいたま市平和都市宣言」をいかした平和行政の推進	．．．7
【10】 地方自治権を拡充し、清潔・公正・市民に開かれた市政へ	．．．8
【11】 憲法と「子どもの権利条約」を生かした教育の推進	．．．9
【12】 社会教育の充実と文化・芸術・スポーツの発展	．．．11
【13】 ジェンダー平等の実現と個人の尊厳を守る	．．．13
【14】 住民福祉の向上のために	．．．14
【15】 市民のいのちと健康を守る医療制度の充実	．．．20
【16】 動物愛護について	．．．21
【17】 緑と自然環境を守り、安心・安全なさいたま市へ	．．．22
■さいたま市から国・県へ要望されたい	．．．29
■各区の要望	．．．35

【1】財政運営について

1. 不要不急の開発計画、浦和駅西口南高砂地区、大宮駅周辺地域戦略ビジョン、ウイングシティ構想、武蔵浦和駅周辺再開発、またそれに関連する大型道路、都市計画道路などの大型公共事業の計画の見直し、中止をはかること。
2. 公共施設マネジメント計画は、市民が求める公共サービスの充実を図れなくなることから、撤回すること。
3. PPP/PFI は公共施設建設および管理運営において様々な問題を生み出している。そのため、公共施設整備にあたって一定額以上の契約を条件に PPP/PFI 導入を検討することはやめ、直営を基本にする方向に改めること。
4. 財政調整基金や都市開発基金などは、当面、市民負担の軽減や市民が切実に求めている事業の財源とすること。
5. 手数料・使用料への消費税転嫁をやめること。
6. 本庁及び各区の人員削減をやめ、正規職員の増員を図り、異常な長時間残業を解消すること。及び、専門的研修の場を保障し、職員の専門性の向上をはかること。
7. 債権回収事業は市民の生活実態を考慮し、生活再建につなげることを重視すること。また納税相談において相談者の希望があれば、帯同者の同席を認めること。
8. 市税延滞金については、規則に則り、納税者の最低限の生活に支障がないように、免除・減額を適正に実施すること。
9. 市のすべての施策の大前提に、ジェンダー平等をとり入れること。
10. 市役所本庁舎の建て替えについては住民との合意を大切にし、現在地での建て替えも含めて十分な検討を行い、拙速に推進しないこと。

【2】新型コロナウイルス感染症対策の徹底

1. 市民の命と健康を守る体制構築について

- ① 保健所・保健センターの人員、とりわけ保健師等の専門職を抜本的に増やすこと。
- ② 医療崩壊を起こした反省を踏まえ、医療体制を拡充させるとともに、訪問診療やリモート診察の体制強化に財政支援を行うこと。
- ③ 社会福祉施設等、市民の命と生活を支える施設でのマスク・消毒液等の購入支援を続けること。
- ④ 認可保育所などの各種福祉施設や学校・幼稚園などの教育施設、また医療的ケアを要する施設、重度障害児者の施設等において感染者（陽性者）が出た場合は、濃厚接触に関する判定の如何にかかわらず、感染者に関わった職員、利用者、関係者を即時 PCR 検査の対象とすること。あわせてこれらの施設に勤務する職員、出入り業者への定期的な PCR 検査等を行うことでリスクを低減させること。
- ⑤ 市民の誰もが PCR 検査を受けられるよう、検査費用の補助を創設すること。
- ⑥ 新型コロナワクチンの供給量を引き続き確保し、希望者がスムーズに接種できる体制を整えること。そのために必要な職員を十分配置すること。
- ⑦ 臨時医療施設を積極的に確保すること。

2. 市民のくらしと営業を支える対応について

- ① 小規模企業者・個人事業主への直接的な経済支援を継続して実施すること（減税、家賃補助、現金給付等）。また、市外在住者、税滞納者を対象外としないこと。
- ② 税・保険料・公共料金等の納付や市奨学金返還において困難が生じている市民に対し、2020年4月1日付総務省自治税務局企画課通知の内容を、徴収に関係するすべての職員に徹底し、猶予等の柔軟な対応をすること。
- ③ 国民健康保険税の減免規定において新型コロナウイルス感染症の影響による収入減を災害と同等とみなしたことを加入者に周知徹底すること。また、減免決定をすみやかに行うこと。
- ④ 市民生活・地域経済の急速な悪化に鑑み、本市の独自支援として水道料金及び学校給食費の値下げ等、市民負担の引き下げを行うこと。
- ⑤ 市が関与する融資事業において税の完納を条件とすることなく、金融機関に対して速やかな融資の実行を要請すること。

3. 子どもにかかわる対応について

- ① 感染症流行のもとでも、「子どもの権利条約」に則った対応を行うこと。
- ② 社会的距離の確保のため、1クラス30人以下の少人数学級を早急に実施すること。また、そのための教員の確保に努めること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で不登校となった児童生徒へのケアを充実させ、学校

以外の学びの場へ通う場合の経済的負担を軽減すること。

- ④ インターネット環境のない世帯に向けての Wi-Fi 貸出で生じる通信費については、保護者の自己負担ではなく市が全面的に負担すること。
- ⑤ コロナ対策としてスクールサポートスタッフを全校に再配置すること。
- ⑥ 宿泊を伴う行事や部活動の大会に参加するすべての児童生徒及び教員に対して、PCR 検査もしくは抗原検査を行うこと。

4. 青年・学生にかかわる対応について

- ① 市の奨学金制度の貸与人数の拡大および要件緩和を行うこと。
- ② 支援として、市の臨時職員への学生の雇用を行うこと。
- ③ 学生の実態を把握し、相談窓口を開設すること。
- ④ 経済的に困窮している学生への支援を行うこと。

5. 複合災害の備えを強化することについて

- ① 避難所において感染症対策に万全を期すことができるよう、物資の備蓄をすすめること。
- ② 分散型避難を想定した対応など、各地の豪雨災害の経験を生かした対策を進めること。

6. 社会インフラを支えるための保育所・学童保育への支援

- ① コロナ禍において開設を求められた保育所や学童保育への支援を強化すること。
- ② 保育所や学童保育で働く職員の給与が事業主によって減額されることのないよう、市として徹底的に指導すること。

【3】地域産業を振興し、中小商工業者の営業をまもる施策の充実

1. 地元中小企業を守るための不況対策について

(1) 融資制度の改善について

- ① 既存の制度について、既貸付分をふくめ、期間の延長、返済猶予、特別利子補給、保証料の助成などの緊急措置をとるとともに申請から実行までの期間の短縮を図ること。
- ② やむをえず休業した業者に対し、保証人無し、無利子、長期の生活資金の貸付をおこなう市の新たな制度を創設すること。

(2) 仕事確保のための対策について

- ① 市の公共事業や物品購入などは地元発注を強めること。そのために分離・分割発注で地元優先とし、中小企業発注比率を大幅に向上させること。
- ② 住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ③ 市の委託業務や発注工事で業務委託契約を結ぶ際に、適正な労働条件や賃金が確保されるよう市独自の客観的な経費の基準を定め請負業者や下請業者に守らせる「公契約条例」を制定すること。
- ④ 小規模事業者登録制度について、事業内容や申請方法を対象となる事業者に周知徹底すること。対象事業や手続きの簡素化をはかり広範な小規模事業者が参加できるように改善すること。小規模事業者の担当部署や窓口を設置すること。
- ⑤ 市内外の大企業・親会社に対し「下請中小企業振興法」とそれにもとづく「振興基準」、「下請代金支払遅延等防止法」などを厳重に守り、一方的な下請け発注の打ち切り、単価の切下げなどをやめるよう申し入れること。
- ⑥ 建設業退職金共済制度の周知徹底、元請業者への証紙貼付状況の報告を義務づけること。

2. 大規模小売店舗の出店、撤退を規制する独自の条例を制定すること。小規模・零細な小売店や商店街を残すよう、助成・育成していくこと。

3. 中小企業の経営基盤の強化、地場産業の保護育成、地域経済の安定化、下請け保護など、中小企業振興のための総合的な指針と対策を示す「中小企業振興条例」を制定すること。

【4】農業と地場産業の振興

1. 生産緑地法について、農業経営者、農協、市民の意見を充分取り入れ、実態に即した対策を行うことについて
 - (1) 生産緑地の規模要件に満たない農地でも、営農意欲と意志のある農家にはさいたま市独自で緑地補助金制度を設けるなど負担軽減措置をとること。
 - (2) 生産緑地指定農地の周辺が高層マンション等の宅地開発により風水害、日照、夜間照明の作物障害等を出さないよう指導を強化すること。
2. 販路の拡大等、都市農業の振興について
 - (1) 園芸農産物の安定供給のため、流通機構の確立をはかること。
 - (2) 地場産業である花・植木・苗木などの産地育成のための生産施設、及び販売活動に対し、農業者トレーニングセンター・集荷施設も含めて新しい技術の導入を行うこと。
 - (3) 市の公共事業の緑化については、地元植木の活用の拡充をはかること。
 - (4) 市独自の価格安定保障制度をつくること。
 - (5) 新規就農者への補助制度を抜本的に拡充すること。
 - (6) 産直・市民農園・有機農産物の生産・供給を支援すること。
 - (7) 災害時の農作物被害に対する補償を市独自で行うこと。
3. 「食肉卸売市場・と畜場」及び「地域経済活性化拠点（道の駅）」は巨大開発をやめ、必要最低限の規模とすること。

【5】安全・良質・安価な水道の供給

1. 水道事業会計は毎年多額の利益をあげているため、水道料金を引き下げること。
2. 生活保護世帯の他、児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯などの対象世帯への水道料金減免制度の周知をはかること。また、集合住宅でも減免制度が受けられるよう見直すこと。あわせて、福祉減免制度を創設すること。

【6】勤労者福祉と雇用対策の充実

1. 中・高齢者、女性のための市独自の職業訓練施設の設置と雇用促進をはかること。
2. 各労働団体への助成削減をやめ、引き続きさいたま市の勤労者福祉の行政を共に推進するために協力関係を強め、定期的に協議、意見交換を行い、さいたま市における制度充実を図ること。
3. 企業誘致を行う際には、地元での雇用推進を義務づけること。

4. 「職場におけるハラスメント防止対策」について、市として必要な措置をとること。市の取り組みについて市民へ知らせ、積極的に推進すること。

【7】若者への支援

1. Saitama city Free Wi-fi の整備・拡大を行い、各駅、公共施設などに設置すること。
2. 若い世代の自立支援、定住支援のための住宅家賃補助制度を創設すること。
3. 中学校・高校・大学等の高等教育機関や労働組合と連携をはかり、若者に対し、労働法関連諸法の周知徹底をはかること。引き続き、「働く人の支援ガイド」の普及に努めること。
4. 若者の就労支援のための職業訓練や就労セミナーなどを充実させること。
5. 若者の就業実態や雇用形態、所得実態を明らかにする調査を行うこと。
6. バスケットボール、フットサル、スケートボードなどができるスポーツ公園を建設すること。
7. 各行政区に、青年の居場所となる青少年センターを建設すること。
8. 3ヶ所目の若者自立支援ルームの開設を目指すこと。また、市民にその役割を周知すること。他機関、他部署と相互連携できるよう、庁内、各区役所関連施設等に周知すること。
9. 国や県・関係機関と連携し、若者の要求や悩みに応えられる相談窓口を設置すること。

【8】消費者行政の充実

1. 消費生活総合センター及び浦和・岩槻消費生活センターの職員増員を図り、受付時間を延ばすこと。相談業務にあたる職員の研修を充実させること。
2. 各種詐欺や高額投資などの詐欺的勧誘から市民（特に高齢者）を守るために啓発活動を強化すること。なお、啓発方法についてはインターネットを利用しない市民へ配慮をすること。
3. 消費生活協同組合などの市民の自主的な消費者運動への補助金額を増額すること。

【9】「さいたま市平和都市宣言」をいかした平和行政の推進

1. 「さいたま市平和都市宣言」に基づき平和行政の推進をはかること。

- (1) 「平和に関する行事」の後援に関する要綱に基づいた確認書は撤回すること。
- (2) 「さいたま市平和都市宣言」に基づき平和行政の充実をはかること。そのために市内平和団体・市内被爆者・専門家・有識者などによる「平和行政推進会議」（仮称）を設置すること。
- (3) 被爆者の要望を聞く機会を定期的にもうけ、市独自の被爆者救援対策、被爆者団体への援助を制度として確立するよう国・県に働きかけること。
- (4) 市において、「平和都市宣言」だけでなく「非核平和都市宣言」をおこなうこと。
- (5) 学校教育、社会教育において戦争と被爆の悲惨さを知らせ、戦争体験者や被爆者の話を子どもたちに聴かせるなど平和教育を積極的に取り入れること。
- (6) 中央図書館の平和図書コーナーの充実を図ること。
- (7) 「平和のための戦争展」「原爆と人間展」などを今後も更に積極的に後援すること。
- (8) 原爆の灯をともし続けている常泉寺（見沼区片柳）に対する助成を行い、取り組みを広く市民に知らせること。

2. 自衛隊について

- (1) 自衛官募集のための住民基本台帳の名簿提供には、今後も協力しないこと。
- (2) 自衛隊機及び米軍の市上空での飛行や自衛隊の基地外の訓練については、自衛隊・防衛庁に対し事前の報告を求めること。報告の内容を市ホームページ等で市民に知らせること。とりわけ野外演習は国に中止を求めること。
- (3) 災害訓練が名目であっても、地方自治体からの要請がなく、地方自治体を自衛隊に従わせるやり方の訓練に対しては、協力しないこと。
- (4) 陸上自衛隊の大宮駐屯地での CBR 戦の研究、訓練の中止、核シェルターや、放射性物質などの撤去を関係機関に要請すること。
- (5) 陸自大宮駐屯地化学学校で製造している毒ガスの安全対策について
 - ① 大宮駐屯地内の事故は全て市に報告させるよう防衛省に求めること。
 - ② 住宅地で毒ガスを製造することは適切でないため、施設の移転を防衛省に求めること。
- (6) 市や区のイベントに自衛隊関連の参加をさせないこと。特に武器や武装の展示などはさせないこと。

【10】 地方自治権を拡充し、清潔・公正・市民に開かれた市政へ

1. 市民の税負担を軽減することについて

- (1) 災害、水害等で被災した市民に対し特別減免対策を創設し、緊急融資はじめ、援助施策の一層の充実を図ること。
- (2) 市民税について、実態にあった申請減免の実施を図ること。
- (3) 市税条例の改善について、医療費控除額対象を拡大し、市民負担の軽減を図るため、当面2万円まで引き下げること。

2. 情報公開と市民参加について

- (1) 市政への住民参加の道を広げること。
 - ① すべての審議会と計画策定委員会について市民公開とし市民公募の委員を増やすこと。
 - ② 行政区の権限及び予算の拡大をはかること。当面、生活道路の整備、都市下水路、近隣公園の管理、整備、融資などを区役所業務に加え職員配置を進めるための予算措置を図ること。
- (2) 情報公開条例は、市民の知る権利を保障し充実すること。政策決定過程を含めた行政情報を広く公開し、意見を聴取すること。
- (3) 公共用地確保のために土地提供者に対する税の特別措置を継続すると共に、譲渡所得の特別控除を実状に即して大幅に引き上げるよう国に要求すること。
- (4) 市民活動サポートセンターにおいて、市民の自由な利用を保障すること。

3. 指定管理者制度について

- (1) 安易な導入はしないこと。すでに導入されている施設についても実態を把握し、常に点検・見直しをはかること。
- (2) 指定管理者の選定にあたっては、市内業者を重視するとともに、公開・公平な選定基準により行い、公共性の確保、労働法遵守と行政水準の後退を招かないよう公的な責任を果たすこと。

4. マイナンバー制度について

- (1) マイナンバーは重大な個人情報であるとの認識を持ち、セキュリティ対策に万全を期すこと。
- (2) 市独自の個人番号カードの用途の拡大はしないこと。

【11】憲法と「子どもの権利条約」を生かした教育の推進

1. 憲法の精神を尊重した民主的教育をすすめることについて

- (1) 教育の公正・中立性・自主性を確保すること。
- (2) 教育委員会の運営は市民に開かれたものとし、議事録の公開を一層早めること。また、ホームページへの情報公開を増やすこと。
- (3) 子どもの命と権利を大切にす観点でいじめ問題にとりくむこと。子ども、保護者に寄り添った対応をすること。
- (4) 教職員による暴言・体罰をなくすこと。
- (5) 「さいたま市学習状況調査」や民間学力テストは、全国、県とあわせてテストが過多になっているため、中止を含めて見直すこと。
- (6) 教科書採択は、教育現場の意見及び選定委員会の意見を尊重すること。
- (7) 教育方針にかかわる重要事項の決定は、校長を含めた教師全体の協議を尊重し、専門的事項にかかわる教職員の意見が学校運営に反映されるようにすること。
- (8) 教職員の人事評価の目的は学校の教育力・チームワークを高めるものであり、人事評価結果を利用した賃金格差につながるような昇給制度を導入しないこと。
- (9) 「部活動の在り方指針」が実施されるよう現場に徹底すること。部活動予算を増額し、保護者負担を軽減するとともに、大会等の派遣の際は全額市費で負担すること。部活動に関わる外部指導者の暴言・体罰をなくすこと。
- (10) 休日の部活動指導教員の手当は教員の給与を基準に支給すること。
- (11) 中学生の社会体験・職場体験で、大宮駐屯地をはじめとする自衛隊での体験学習を対象から除くこと。

2. 教職員の業務軽減と健康管理の充実をはかり、児童生徒一人ひとりに行き届いた教育を保障することについて

- (1) 学校現場での休憩・休息のための休憩室等を整備すること。
- (2) 妊娠および病休者の代替教員を隙間なく確保すること。妊娠時の体育代替教員を配置すること。
- (3) 教員と子どもの多忙化に拍車をかける年間授業日数 205 日以上を見直すこと。
- (4) 臨時的任用教員の割合を引き下げる採用計画に、引き続きとりくむこと。臨時的任用教員の正規採用希望者に対し、経験を評価すること。
- (5) スクールアシスタントの待遇を県費教員並みの時給 2500 円以上に引き上げること。また、学校図書館司書の待遇改善を図ること。
- (6) グローバルスタディ科は、小学校低学年では中止すること。

3. 教育環境の整備と父母負担の軽減をはかることについて

- (1) 過大規模校を早期に解消するための計画を立て、具体化すること。とりわけ新設校による解消を重視して進めること。

(2) 教育の機会均等の立場から予算配分し、教育条件整備をはかること。

- ① 学校配当金の需用費を増額し、市内小・中・高校から要望の上がっている危険な施設・設備や老朽化したものについて緊急に修繕等を行うこと。
- ② 教育振興費を増額し、PTA・学校後援会や自治会などの寄付行為を中止させること。
- ③ 父母負担の軽減のため、学級費、学年費等を徴収しないこと。特に紙代・印刷費・プールの消毒液等は、すべて公費で賄うこと。
- ④ 大規模改修、トイレ改修等予算を拡充して改修学校数を大幅に増やすことで「学校施設リフレッシュ計画」を前倒し実施すること。
- ⑤ 全中学校に男女別更衣室を設置すること。また、性的マイノリティの生徒への支援策として着替えの場所等を確保すること。
- ⑥ 新築・改築にあたっては、保護者の声をよく聞き、バリアフリーを重視すること。子どもにやさしいデザインや構造、ユニバーサルデザインを採用すること。
- ⑦ 校外学習の保護者負担を引き下げる。また、自然の教室へのバス代補助金を増額すること。
- ⑧ 学校検診業務全般を補助する保健事務員を配置すること。
- ⑨ 経済的な事情等で生理用品を入手しづらい児童生徒を支援するために市内学校の保健室・トイレなどで生理用品の無償配布を行うこと。

(3) 就学援助制度の適用範囲を広げること。また、支給対象費目を拡大すること。

4. 児童・生徒の安全と健康を重視した教育にとりくむことについて

- (1) 小学校特別教室および体育館へのエアコン設置を早急に行うこと。
- (2) 運動会・体育祭での組体操は安全を考慮し、ピラミッドにおいては基準を設けること。
- (3) 運動会・体育祭での児童生徒席への暑さ対策を講じること。
- (4) 学校警備員は半日ではなく全日配置すること。
- (5) すべての小学校に交通指導員を配置すること。

5. 安心・安全の学校給食への対策について

- (1) 小学校の給食調理業務の民間委託を見直すこと。
- (2) 給食調理員を増員し、常時交替要員を確保すること。給食配膳員の常時交替要員も確保すること。
- (3) 給食費を値下げすること。多子世帯の減免制度を創設すること。給食費滞納世帯の児童・生徒に対し差別的対応をしないことと共に就学援助制度を紹介すること。消費税および徴収手数料は公費で負担すること。
- (4) 米飯給食の回数を増やし、学校給食用の米・牛乳などの補助金を継続するよう国などに要請すること。
- (5) 食の安全点検を一層強化すること。輸入冷凍食品や半加工品の使用をさけること。特に米国産牛肉は使用しないこと。
- (6) 学校給食に地産地消の立場から市内産の米をはじめとした地元農産物を積極的に使う

こと。

6. 高校教育の充実について

- (1) 老朽化した校舎は早急に建て替えること。
- (2) 市立高校の耐震式プールやエレベーターの設置など施設の拡充をはかること。

7. 私立学校に通う子どもの父母負担軽減のため、市単独の補助事業を実施すること。外国人学校児童生徒保護者補助金の所得制限をなくし、増額をはかること。

8. 幼児教育の充実について

- (1) 私立幼稚園補助金及び私立幼稚園園児教育費助成金を増額すること。

9. 障害児・者の発達を保障する教育について

- (1) 市内の子どもは、市内の特別支援学校に通えるよう、市立の知的障害特別支援学校を建設すること。
- (2) 特別支援学級における正規教員の割合を引き上げるとともに、特別支援教員免許の保有割合を増やすこと。
- (3) 特別支援学級の開設にあたっては、施設・設備などの条件整備に万全を期すこと。
- (4) 市内特別支援学級の合同行事予算を市費負担とすること。

10. 奨学金制度について

- (1) 高校・大学における給付型入学準備金・奨学金制度を市独自で創設すること。
- (2) 相互扶助制度の考え方を学生支援の考え方に転換し、連帯保証人制度は廃止すること。
- (3) 市内在住の奨学金利用者全員の実態調査を行うこと。

11. 民間の無料塾の支援をすること。

12. 夜間中学を設置すること。

【12】社会教育の充実と文化・芸術・スポーツの発展

1. 社会教育の充実と文化・芸術・スポーツの発展について

- (1) 九条俳句不掲載訴訟の高裁判決を公民館行政に活かすこと。
- (2) 公共施設マネジメント計画を見直し、中学校区単位に公民館を建設すること。老朽化した公民館は、すみやかに改修、建て替えをすること。
- (3) 全ての公民館についてバリアフリー化をはかること。靴のはき替えなしで使用できるようにすること。エレベーターを設置すること。

- (4) 社会教育主事は、各館に1名以上配置すること。公民館長は有資格者とし、専門職員としての身分を保障すること。
- (5) 公民館運営費を抜本的に増額し、修繕はすみやかに行うこと。
- (6) 現在、夜間開放を行っている学校の校庭への照明施設整備をすすめること。
- (7) 区ごとに市民スポーツセンターを建設すること。スポーツ振興費を増額すること。
- (8) 政令市中最低水準の文化・芸術予算を大幅に増額し、自主的・民主的な文化・芸術団体の積極的育成と振興を図ること。
- (9) スポーツ施設の利用料金の軽減をはかること。
- (10) ビッグイベントは開催しないことも含めて検討し、市民主体のとりくみとすること。

2. 見沼ヘルシーランドについて

- (1) 高齢者・障害者と同様に、一般市民の利用料金も引き下げ、他市有施設との整合性を図ること。

3. 新治村ファミリーランドについて

- (1) 温泉棟の使用時間を延長し、入浴料を無料にすること。
- (2) バンガローの老朽化が進んでいるため、建て替えること。

4. 市立美術館の拡充について

- (1) 学芸員の増員をはかること。
- (2) 貸画廊の使用料金は、市内在住者及び学生は無料にすること。

5. 市の文化財や史跡の保護について

- (1) 文化財保護予算を大幅に増やすと共に文化財保護職員を増やし、市内文化財の調査と保護を実現すること。
- (2) 市内の歴史的な文化財、史跡保存を充実するため、予算を増額すること。
- (3) 国の特別天然記念物である田島ヶ原サクラソウ自生地のサクラソウを専門家の知見、市民との協働で保全すること。

【13】 ジェンダー平等の実現と個人の尊厳を守る

1. 各種審議会、委員会、協議会、政策立案部門の半数を女性の委員とするよう積極的に女性を登用し、女性の地位向上を図り、社会参画の場を拡大すること。
2. 女性管理職を拡大するため、女性市職員の幹部養成と女性幹部職員登用の比率を国が示している30%に引き上げること。
3. 市職員の育児、介護、看護休業を雇用形態や性別に関わらず保障すること。とりわけ男性職員の取得率を計画的に上げること。
4. 女性の活動や団体に対する必要な支援・助成の増額をはかること。
5. あらゆる施策で多様性を尊重し、個人の尊厳を貫くこと。
 - (1) 学校教育において、性の多様性やジェンダー平等への理解を進めるとりくみを、教員と児童生徒の協同で行うこと。
 - (2) 「さいたま市パートナーシップ宣誓制度」を、他自治体の先進事例を参考にしながら運用を改善し、「ファミリーシップ宣誓制度」を創設すること。
6. 男女共同参画相談室等において行われている女性の悩み相談事業、男性の悩み相談事業について、相談員の体制を強化し、あらゆるハラスメントの防止、児童虐待と関連するDV防止などに向けた啓発、対策を講じること。
7. 市内の女性団体が交流・学習等行うためのセンター施設として、男女共同参画センターとは別に、市独自の女性センターを建設すること。
8. DV被害者支援について
 - (1) 配偶者暴力相談支援センターにおいてはDV相談について話を聞くだけにとどめず、一時保護、福祉との連携で住まい確保など、救済できるしくみを作ること。
 - (2) 住民票を移さずさいたま市内に避難しているDV被害者の実態をつかみ、必要な支援や情報が届くよう他自治体と連携すること。
9. 犯罪被害者支援について
 - (1) 犯罪被害者支援条例は3年を目途に見直しをおこない、より充実した内容にすること。
 - (2) 性暴力被害者のために病院拠点型のワンストップ支援センターを設置すること。
 - (3) 犯罪被害者相談窓口を各区役所に設置し、被害者からの相談に丁寧に対応できるようにすること。

【14】 住民福祉の向上のために

1. 生活保護行政の改善・充実について

- (1) 生活保護の申請要件を満たしている者からの申請はすみやかに受理し、車の所有・住居費の超過・就労活動等の問題を申請受理の条件にしないこと。
- (2) 生活保護受給世帯の扶養義務者への再照会や預貯金通帳などの調査などは、人権侵害とならないよう細心の注意を払うこと。また、保護決定まで宿泊できる施設（シェルター）の利用を周知徹底させること。
- (3) 生活保護受給者に対し、以下について丁寧な説明を行うこと。
 - ① 高校生のアルバイト収入が認められるケース
 - ② エアコン設置に関する購入費が認められるケース
 - ③ 差額ベッド室への入院は医療費扶助の対象とならないこと
 - ④ 子どもの修学旅行費の準備金の補助制度があること
- (4) ケースワーカーの大幅増員をはかり、ケースワーカーに占める社会福祉士の割合を高めること。また、質を高める研修をすすめること。
- (5) 桜区で起きた生活保護費不正支出問題のような事案が二度と起きないように、被保護者に対してケースワーカーを複数人のチーム制にすること。
- (6) 生活保護世帯に対し、冬季加算額に準じた夏季加算額を、市として法外支給として補助すること。

2. 生活困窮者の支援について

- (1) 社会福祉協議会が実施している生活保護費支給までのつなぎ生活資金の貸付制度のほかに、市独自で一般市民向けの緊急生活資金貸付制度を創設すること。
- (2) 当面、緊急生活資金の貸付限度額を引き上げるとともに、据え置き期間・返済期間を延長すること。また、保証人制度の要件を緩和すること。
- (3) 生活保護の申請にあたってのつなぎ生活資金については、世帯人員を考慮し限度額を引き上げること。
- (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度は希望する対象者すべてに貸し付けること。
- (5) 高齢者、障害者、子育て世帯などの生活困窮世帯に対するエアコン設置補助制度を創設すること。
- (6) 子どもの貧困の実態調査を行うこと。その際、他政令市の調査を参考にする、県の調査と共同で行う、子どもの貧困について研究する大学や機関等の協力を得るなど、その後の子どもの貧困対策に生かすことができるようにすること。

3. 高齢者のための施策の充実について

- (1) 敬老祝金制度は、75歳以降毎年支給とすること。

- (2) 福祉電話の対象枠を増やし、全ての一人暮らし高齢者世帯及び生活保護世帯に設置すること。
- (3) 運転免許を自主返納した高齢者に対する移動支援制度を創設すること。65歳以上の人にバスの無料乗車パスを支給すること。
- (4) 高齢者に福祉タクシー券を支給すること。
- (5) シルバーフォン緊急通報システム（ペンダント）は、昼間一人になる高齢者や障害者世帯をはじめ、希望者全員に全額市費負担で設置し、使用料も市が負担すること。
- (6) 浦和区と南区に風呂付老人福祉施設を建設すること。
- (7) 各区に老人福祉センターを複数増設すること。
- (8) 老人憩いの家を公民館単位で増設すること。
- (9) 寝たきり高齢者寝具支給事業を市の制度として創設すること。
- (10) 家庭内暴力・虐待から高齢者を保護するための対策を講じるとともに、養護老人ホームの増設を図ること。また、老朽化したホームについては改修計画を立てること。
- (11) 高齢者施設での虐待を防止するために、抜き打ち検査を実施すること。
- (12) 加齢性難聴者への補聴器購入補助制度を創設すること。

4. 介護保険制度の改善について

- (1) 介護認定の申請から決定までの期日を短縮できるよう対策を強化すること。
- (2) 介護認定の更新等に当たっては、本人の状態、家族等の聞きとりを丁寧に行い、機械的に判断しないこと。
- (3) 在宅9事業のサービス利用料は、所得制限、資産基準の枠をとり払い、3%に減額すること。
- (4) 特別養護老人ホーム、ショートステイなどの待機者の解消を早急にはかること。また「認知症老人」の在宅介護体制を強化しショートステイなどを利用しやすくすること。
- (5) 地域包括支援センターを、高齢者人口の増加に見合う数に増設すること。1ヶ所あたりの高齢者人口について、行政区毎の格差を是正し平準化すること。
- (6) 総合事業において、介護認定申請時に基本チェックリストへの誘導はせず、制度について、ていねいに説明すること。また、業者による専門的なサービスを希望する方についてはすべて保障すること。

5. 障害児・者の生活と権利の保障について

- (1) 手話言語条例を制定し、手話を広めること。
- (2) 難病患者見舞金制度を復活すること。
- (3) 市職員や市事業の委託会社の社員として障害者を積極的に雇用すること。知的・精神障害者の雇用をさらに拡充すること。
- (4) 就労継続支援B型施設は市の責任で整備し、対象者の条件、区分判定の利用制限は、市独自で柔軟に対応すること。
- (5) 特別支援学校を卒業する生徒数に見合う障害者の就労先、施設を市の責任で各区に整

備すること。特に長時間通所が困難な重度障害者のために生活介護施設を市の責任で各区に整備すること。

(6) 障害者の医療制度を充実すること。

- ① 心身障害者医療費支給制度の年齢・所得制限を撤廃すること。
- ② 心身障害者医療費支給制度は、市外通院の場合も窓口の一時払いをなくすこと。
- ③ 心身障害者医療費支給制度において、精神障害者保健福祉手帳2級も対象にすること。
- ④ 障害者の救急医療体制を強化すること。

(7) 障害者の社会参加をすすめるためにバリアフリー化を推進すること。

- ① 公民館、福祉施設など公共の建築物、駅舎や道路等の交通機関について、計画的にバリアフリー化をすすめること。
- ② ショートステイ等の居宅介護サービスは、必要なときにいつでも使えるように整備すること。家族のレスパイトにも対応できるショートステイ専門の施設を市の責任で整備すること。
- ③ 自動車燃料費助成制度の所得制限をなくし、助成額を12,000円に戻すこと。
- ④ 福祉タクシー利用サービスは所得制限を撤廃すること。利用対象者、利用対象事業者を拡大すること。
- ⑤ 移動支援においては、当事者（利用者、事業者など）の要望を受け止め、使いやすく、必要に応じて柔軟に対応できるように改善すること。
- ⑥ 市の公共施設においては、車椅子ドライバー用駐車場、通路に屋根を設置すること。とりわけ、区役所で未設置のところは設置を急ぐこと。

(8) 障害者の参政権を保障すること。

- ① 在宅投票制度を利用しやすくし、投票所のバリアフリー化をすすめること。
- ② 車椅子でも議会を傍聴できるよう、傍聴席の改修を早急に行うこと。
- ③ 議会棟のトイレの洋式化、及び「みんなのトイレ」を設置すること。

(9) 障害者の住まいを保障すること。

- ① 重度障害者・医療的ケアが必要な障害者のために専門的な職員が配置された設備の整った入所施設を整備すること。
- ② 生活ホーム事業の補助金の削減を撤回し、市が責任を持って維持・拡充すること。
- ③ グループホーム運営費補助事業を拡充し、市独自の整備費補助を創設すること。利用者への家賃補助を実施すること。
- ④ 障害者向け市営住宅、ケア付き市営住宅の建設を促進すること。県にも同様の住宅建設をはたらきかけること。

(10) 心身障害者福祉手当の所得制限をなくし増額をすること。

(11) 税の障害者控除について、再度要綱を見直し、介護保険認定基準を参考に認定できるシステムに変え、住民がもっと使いやすくすること。申請書を全対象者に送付すること。

(12) 各区で行われる防災訓練において障害当事者も参加して行えるようにすること。

(13) 補聴器使用者のために公共施設への磁気ループの設置をすすめること。

- (14) 精神障害者の社会的入院について、実態を調査すること。
- (15) わーくはぴねす農園さいたま岩槻に看護師を配置すること。夏期、ビニールハウス内の暑さ対策を行うこと。
- (16) 児童発達支援センターを増やすこと。

6. 安心して産み育てるために

- (1) 入院助産の所得制限を緩和し、適用範囲を広げ、指定産院、病院及び産婦人科を増やすこと。
- (2) 妊婦検診の全額公費負担を実現すること。
- (3) 出産育児一時金とは別に、市独自の出産祝い金制度を創設すること。
- (4) 妊娠期からの切れ目ない妊産婦支援サービスをワンストップの窓口で行うこと。また、デイケアやショートステイで利用できる設備がある「産後母子支援センター」を設置し、その運営について助産師の力を借りること。
- (5) おたふく風邪の予防接種を定期接種化するよう国に求めること。

7. 保育施設の量と質の向上について

- (1) 60名定員以上の認可保育所を増設し、希望するすべての子どもが入所できるようにすること。
- (2) 保育のガイドラインを作成すること。
- (3) 0～2歳児の保育料を決定する所得階層の区分を細分化すること。
- (4) 保育施設の形態によって保育の質に格差が生じないようにすること。小規模保育C型はさいたま市内で展開しないこと。
- (5) 保育施設がAEDを設置するための補助金制度を創設すること。
- (6) 公立認可保育所について
 - ① 公立保育所の縮小・統廃合・民営化の計画はすべて撤回し、公立保育所の拡充へと転換すること。
 - ② 保育士定数を増やし、フルタイムで働く臨時の保育士を正規雇用すること。通常の保育には正規の保育士を配置すること。現場の声を聞きながら、保育士を確保するための具体的な対策をすすめること。
 - ③ 産休明け保育を減らさないこと。1・2歳児の定員増、父母の勤務の実態にみあった長時間保育を行うこと。
 - ④ 0歳児保育実施園には看護師を全園配置とするよう、市の要綱を改定すること。
 - ⑤ 障害児保育入所枠を拡充すること。
 - ⑥ 医療的ケア児入所枠を創設すること。
 - ⑦ 給食の食材は輸入食品、遺伝子組み替え食品の不使用を徹底し、市内の農家、県内の農家と協力し、地産地消を推奨すること。
 - ⑧ 給食調理員の委託を廃止し、直接雇用とすること。

- ⑨ 緊急一時保育の全園の実施をめざし、拡充をはかること。
- (7) 私立認可保育所について
 - ① 保育料の「無償化」に伴い、副食材費も無償とすること。
 - ② 運営費補助金の抜本的拡充を図ること。児童の定員区分の見直しや0歳児の定員割れ削減をやめ、定員定額の補助金に改善すること。
 - ③ 老朽化に伴う新設・改築のための補助を増額すること。
 - ④ 保育所整備のため必要となる用地購入への補助、及び固定資産税の減免を行うこと。
 - ⑤ 職員の給与は公立保育所職員の給与基準に準ずること。
 - ⑥ 栄養士を雇用し、アレルギー児への対応や安全・安心の給食を提供できるように市独自の人件費補助を創設すること。
 - ⑦ 0歳児保育を行っている私立保育所の離乳食調理員予算を増額すること。
 - ⑧ 保育施設で使用する上・下水道料金の減免を行うこと。
 - ⑨ 保育士配置の特例措置について、措置期間の期限を設けること。保育士の確保に全力を挙げること。
 - ⑩ 医療的ケア児を受け入れる認可保育所に対して支援をつよめること。
- (8) 病児・病後児保育について、学童保育に通う児童も対象とすること。
- (9) 認可外保育施設について
 - ① 児童福祉法にもとづき、県と協力して措置費並の補助を行うこと。産休明けからの0歳児保育の定員枠を広げること。
 - ② 長時間保育対策費としての補助を増額すること。
 - ③ 冬季暖房用灯油の安定確保及び増額出費分の援助を行うこと。
 - ④ 施設改善のための補助を増額するとともに、施設増改築のための無担保長期、低利の融資制度をつくること。
 - ⑤ 施設を借りている保育施設のために賃借料の補助を行うこと。
 - ⑥ さいたま市認定、及び企業主導型保育施設も含めた認可外保育施設で事故が起きた場合でも、市が積極的に関与すること。
- (10) 株式会社の目的は営利の追求であるため、参入を認める際は慎重にすること。
- (11) 児童虐待における一時保護体制を強化すること。児童福祉司と児童心理士を増員すること。引き続き、教員、保育士、医師、保健師等との連携を強化すること。
- (12) 児童養護施設においては小規模化をすすめること。

8. 子どもの放課後と学童保育政策の充実について

- (1) 公立放課後児童クラブの拡充を図ること。
 - ① 待機児童が増加している現状を踏まえ、運営基準の適正化をはかるため、公立放課後児童クラブの大規模施設の分離・増設など公立の施設整備を抜本的に拡充すること。
 - ② 公立放課後児童クラブの放課後児童支援員の処遇改善をすすめること。
- (2) 民間学童保育への支援を進めること。
 - ① 施設確保のために独立施設の建設、学校内施設の確保、公的施設の貸与、民間施設の

- 借り上げ貸与・斡旋などより一層の支援をすること。
- ② 家賃補助は全額補助すること。
 - ③ すべての民間学童保育に市の責任で AED を設置すること。
- (3) 指導員の処遇改善と、研修制度を確立すること。
- ① 指導員の専門性にふさわしい労働条件を確保するため、国の指導員の処遇改善と委託金補助を満額活用すること。
 - ② 市主催研修について、市として体系的な研修を検討し、専門性の向上を図ること。
- (4) 障害児の学童保育利用について改善すること。
- ① 障害児加算の基準額をさらに引き上げ、国庫補助額以上となるよう拡充すること。
 - ② 巡回相談制度の拡充をすすめるとともに複数以上の体制にすること。
 - ③ 中学生になっても通所できるよう、市独自で支援策を講じること。
- (5) 「放課後児童支援員等処遇改善事業」等を満額活用すること。

9. ケアラー支援について

- (1) 埼玉県がケアラー支援条例を制定したことを踏まえ、市独自でケアラー支援条例を制定すること。
- (2) 市内のケアラーの実態をつかむこと。

10. 投票率向上のために

- (1) すべての有権者に投票権を保障する立場で投票所の増設をおこなうこと。

【15】市民のいのちと健康を守る医療制度の充実

1. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者検診において、他市が行っているように、心電図、貧血検査など検査項目を市独自で増やすこと。また、短期保険証の発行を行わないこと。

2. 市内の医療体制の充実について

- (1) 市立病院について
 - ① 医師・看護師の確保と定着のため、労働条件の向上につとめること。とりわけ小児科医の増員をはかること。
 - ② 看護師の夜勤体制について「3名以上、月6回以内」とすること。看護師・医療技術者等職員の研修を充実すること。
 - ③ 医師・看護師および職員の定員増をはかり、充足率の向上を図ること。
 - ④ 医療過誤をおこすことのないよう医療体制の整備等万全を期すこと。
 - ⑤ 女性医師の計画的配置をすすめ、女性専門外来を創設すること。
 - ⑥ 経営については、公営企業法の一部適用を維持すること。
- (2) 市内の医療機関における差額ベッド代の徴収については、厚労省の「徴収してはならない基準」を守るよう周知徹底すること。
- (3) 市内の小児一次救急医療体制の充実をはかること。
- (4) 医師・看護師の確保など一層の医療体制の充実をはかること。
- (5) 市内に、分娩のできる産科医療施設の確保を急ぐこと。
- (6) 小児医療及び24時間小児救急医療体制の一層の充実をはかること。

3. 予防医療対策と保健所・保健センターの充実について

- (1) 保健所を市内にもう1ヶ所増設すること。
- (2) 医師や保健師、栄養士、歯科衛生士など専門職員の抜本的な増員と専門的な研修を保障すること。
- (3) 健康診査の内容を充実し、受けやすくすること。
 - ① 70歳以下でもガン検診を無料にすること。
 - ② 市独自も含めて、喘息患者の医療費助成制度の充実をはかること。
 - ③ 生活習慣病予防特定健診の受診費用に対する市単独予算の増額を行うこと。

4. 国民健康保険制度の充実について

- (1) 国民健康保険税を一人1万円以上引き下げる。子どもの均等割りを廃止すること。
- (2) 資格証明書の発行をただちに止めること。
- (3) 国保法第44条の医療費の窓口負担軽減の減免要件の拡充を図り市民に周知すること。
- (4) 国保の人間ドックへの補助金を15000円に戻すこと。
- (5) 県単位化で国保税が値上げにならないよう、法定外繰り入れを継続すること。

5. 子育て支援医療費助成事業を現行のまま堅持すること。

<後期高齢者広域連合に対して要望されたい>

- (1) 特例軽減の廃止や高額療養費の限度額引き上げなどを中止するよう国に意見を上げるよう求めること。
- (2) 窓口負担を2割に引き上げないよう国に意見を上げること。
- (3) 来年度に実施される特例軽減の一部廃止や高額療養費の限度額引き上げ分を広域連合で独自に負担し、高齢者の負担を軽減すること。
- (4) 生活保護基準相当の低所得者に対する独自の減免を拡充すること。

【16】動物愛護について

- 1. 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術への助成金を増額すること。
- 2. 動物虐待防止に向けての取り組みを強化すること。
- 3. 動物福祉的な殺処分ゼロを実現すること。動物愛護ふれあいセンターをシェルター化すること。
- 4. 地域猫を推奨すること。
- 5. 災害時、ペットの同伴避難が可能となる避難所を整備すること。

【17】 緑と自然環境を守り、安心・安全なさいたま市へ

1. 自然エネルギーの普及について

- (1) 地球温暖化対策の推進にむけて各部局・担当課との連携を強め、CO₂削減目標の達成にむけて具体的な施策を進めること。
- (2) 公共交通の利用促進を進めること。各事業所での二酸化炭素排出量削減を義務づけること。
- (3) 小水力発電を積極的に推進すること。
- (4) 太陽光パネルを全ての公共施設・市営住宅に設置すること。
- (5) 太陽光発電促進のため、設置補助金の増額や、奨励金、融資斡旋、ファンドの設立などを行うこと。
- (6) LED や太陽熱温水器など省エネ機器を普及すること。

2. 公共下水道について

- (1) 市街化調整区域においては、公共下水道の整備か合併浄化槽の導入かを市民の意向に沿って進めること。工事予定地域には工事説明会を行うこと。
- (2) 政令市で最も高額である受益者負担金を廃止すること。
- (3) 下水道企業会計に対する一般会計からの出資金および補助金を復活させ、行政の責任で整備を促進し、下水道料金を引き下げること。
- (4) 下水道の不明水調査と改修を早急におこなうこと。
- (5) 下水道の誤接調査を一刻も早く完了させ、対策を計画的に進め、早期に解消すること。
- (6) 合流式下水道は分流式下水道に切り替えること。
- (7) 老朽化した下水道管の敷設替えを早急に行うこと。

3. 公園整備について

- (1) 公園整備は年次計画をもって進めること。
- (2) 公園用地を積極的に取得し、公園面積の拡充をはかること。
- (3) 身近に憩える街区公園の建設（整備）を積極的に進めること。
- (4) 市内に残る自然林を市の責任で購入するとともに、管理への補助を行なうこと。
- (5) 国の一斉点検により撤去された公園遊具の新設を前倒しで進めること。

4. 見沼たんぼの保全について

- (1) 見沼の農業を守るために地権者、農業者の固定資産税、相続税の減免、及び低金利融資、植木の公共利用など特別の優遇措置をとること。
- (2) 県と協議し、見沼たんぼへのごみの不法投棄防止対策を緊急に行うこと。
不適切な保管については徹底指導し、撤去させること。
- (3) 耕作放棄地をなくし、農業振興のための対策を講じること。農地転用してからも

フォローすること。

5. 水害・治水対策について

- (1) 芝川第一調節池の早期完成及び新川などの水害解消に万全を期すこと。
- (2) 都市型水害対策の計画作成や内水ハザードマップの周知、学校や公園・道路など公共施設・住宅を利用した遊水池・地下貯水槽の増設、排水路整備、河川改修を促進すること。河川の両岸の土手の雑草は、定期的に草刈りをする。
- (3) 引き続き内水排除のポンプアップ必要箇所について、全市的調査を行い、年次計画で実施すること。
- (4) 未整備の排水路の改修を急ぐこと。排水路整備後の土地利用については地元の声を聞いて計画を立てること。
- (5) 宅地化のすすんでいる地域での農業用水路の整備については、農家組合、用水組合まかせにせず、市が責任をもって行うこと。
- (6) 岩槻西徳力団地・東都住宅・北部公民館周辺・諏訪団地内とその周辺・東海団地・東岩槻駅周辺の水害対策解消の年次計画を策定すること。
- (7) 浸水被害時・後の対応について、床下浸水になったら、直ちに仮設トイレを設置すること。また、罹災証明用紙をただちに届けること。罹災したら使える諸制度について被害者に周知徹底すること。
- (8) 浸水被害にあった個人の住宅については消毒に関する情報の周知だけでなく、希望者には無料で消毒を行うこと。
- (9) 綾瀬川・元荒川の水質改善に努め、定期的に汚染情報の公開・報告を行うこと。
- (10) ゲリラ豪雨等による「道路冠水」被害を把握し、適切な対応を行うこと。
- (11) 避難タワーを建設すること。
- (12) 2019年の台風19号で甚大な被害を受けた桜区桜田・新開地域において、あらたな治水対策を講じる。

6. 災害に強いまちづくりについて

- (1) 消防職員および消防団員の100%充足を早期に達成すること。
- (2) 災害時に区役所が区の実態を把握し、被害状況を集約できる体制をつくること。
- (3) 液状化対策を位置づけたまちづくりをすすめること。
- (4) 防災体制の充実をすすめること。
 - ① 防火貯水槽、消火栓を100%整備すること。防災予算の増額をはかること。
 - ② 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設の耐震化について関係機関を指導すること。また、中心市街地におけるライフラインの共同溝建設を促進すること。
 - ③ 民間住宅の耐震診断に対する補助制度をさらに拡充すること。
 - ④ 民間の医療機関・福祉施設などの、耐震補強のための助成制度をさらに拡充すること。また、耐震診断士の養成と活用を図ること。
 - ⑤ 地震などの大規模災害に際して一部損壊の場合の住宅再建の補助、無利子融資制度を

つくること。

- ⑥ 感震ブレーカーを住宅密集地域すべてに配布できるようにすること。
- (5) 福祉避難所の指定を増やすこと。
- (6) 第一次避難所としての指定福祉避難所を作ること。
- (7) 災害弱者に対する避難誘導の対策を強化すること。

7. マンション建設の規制について

- (1) 住民の日照権の侵害や災害の恐れのある建築物や開発行為を規制し、調和のとれた街づくりをすすめるために、「まちづくり条例」をつくること。
- (2) 住民の住環境を守る立場から適切な行政指導を積極的に行うこと。
 - ① 市の開発指導要綱を改め、近隣住民の同意条項を設けること。
 - ② 法の網の目をくぐる脱法的開発を規制すること。道路位置指定に隣接して開発する場合は少なくとも2~3年の期間をおくこと。
 - ③ ワンルームマンションは30戸以下に規制すること。
- (3) 中高層建築物について、3階建てや高さが7メートル未満（準工地域・商業地域の場合は15メートル未満）の場合でも、近隣住民に影響がある場合には事前届出を適用すること。
- (4) マンションの戸数分の駐車場を確保することを建築主に義務づけること。あわせて敷地内の駐車場の立体化については、住民の意見をよく聞くこと。
- (5) 大手ゼネコンはもとより、地元業者のマンション建設被害に対する徹底した指導を行い、協定書締結の義務化など市条例で紛争防止の対応を行い、住民被害が出ないよう指導を行うこと。住民からの相談に対し良く聞き取り丁寧な対応と支援を行うこと。
- (6) 中高層建築物の斡旋・調停については市が責任をもって解決にあたること。同時に勧告に従わない行為に対する罰則を条例に盛り込むこと。

8. 総合的な交通網整備と交通対策について

- (1) コミュニティバス等導入ガイドラインを見直すこと。
 - ① 行政の責任で市民要望に基づいてルートを増やすこと。
 - ② 収支率（40%以上）を撤廃すること。
 - ③ 土日祝祭日の運行を行うこと。
 - ④ 1時間につき2本に増便すること。
 - ⑤ 料金は、一律100円（ワンコイン）とすること。
 - ⑥ 全便ノンステップ化を早期に実施すること。
 - ⑦ 高齢者が公共交通機関を利用しやすいように福祉パスなど割引補助制度を創設すること。
- (2) JR 東日本など鉄道事業者に対し、住民利用者の意見や要望に真摯に応えるよう求め、以下の点を強く要求すること。
 - ① 駅のバリアフリー化を推進すること。

- ② 高崎線、宇都宮線の混雑解消、輸送力増強、始発・終電時刻の延長を図ること。駅コンコースに車イスを常備すること。
 - ③ 武蔵野線南浦和駅と東浦和駅の間にも新駅を設置すること。
 - ④ 駅ごとに利用者の要望をよく聞き、駅舎の改善（改札口の充実、ホームの延長、トイレ、ベンチなど）を行うこと。
 - ⑤ 駅前などの自転車置き場について、JRとも積極的に協議し、市の責任で増設し安価とすること。また、JRにも負担を求めること。
 - ⑥ 高崎線・宇都宮線の列車増発、武蔵野線の大宮駅乗り入れ増発、埼京線の大宮駅以南の運行本数の増発を図ること。東大宮駅への通勤快速の停車を実現すること。籠原～大宮間折り返し列車の増発を図ること。
 - ⑦ 京浜東北線のラッシュ時の増発と東武野田線との相互乗り入れについて検討すること。
 - ⑧ 埼京線踏切1番、3番、7番の歩行者用の通路が狭く、特に1番踏切はカーブしており大変危険。抜本的な対策をとること。
 - ⑨ 川越線（大宮～川越）の全線複線化を図ること。
 - ⑩ 武蔵浦和駅武蔵野線側に改札口を設置すること。
 - ⑪ 全駅にホームドアを設置すること。
 - ⑫ 踏切の拡幅についての協議をすすめること。
 - ⑬ 精神障害者に対する運賃割引を実施すること。
 - ⑭ 駅の無人化をやめ、適切な職員配置を行い駅構内の安全を図るとともに障害者等がスムーズに利用できるようにすること。
 - ⑮ 鉄道事業者に対し、市民要望が反映されるよう、直接交渉を進めること。
- (3) 新見沼大橋有料道路の早期無料化をはかり、当面、自転車は無料にすること。また、災害時には一時的に無料にすること。
 - (4) スマイルロードやくらしの道路の積み残しがないようにすること。
 - (5) 交通信号機の大幅増設と改良を積極的に推進し、お年寄りや障害者が安心して渡れるよう整備すること。道路照明灯、道路標識の整備など、交通安全施設の予算増をはかること。
 - (6) 私道の道路舗装・側溝整備については、予算の大幅な増額を図るとともに、全額公費で行うこと。また5戸以上とする要件を3戸以上に緩和すること。段差、老朽化のある箇所等の緊急整備を行うこと。

9. 住民の声を活かしたまちづくりについて

- (1) 工場移転跡地などについては、直ちに全体的な都市計画の立場から検討し、必要に応じて、用途地域を準工業地域から住居系地域に改めるなどして、住環境の破壊を招かないよう安心して住める都市づくりを行うよう指導すること。また、都市公園建設のためにも、国庫補助事業として、用地買収を積極的に進めること。物納等で失われていく屋敷林の保全を計画的に進めること。

- (2) 駅周辺の整備については、住民の要望を尊重し、民主的に行うこと。
- (3) 大宮駅西口へトイレを新設すること。
- (4) JR、東武野田線、ニューシャトルの駅前の公衆トイレの設置を進めること。
- (5) 浦和駅周辺整備については、交通渋滞緩和、地元商店繁栄の立場を基本に、市民の合意が得られる内容とすること。地元地権者、商店参加の街づくりを行うこと。
- (6) 区画整理は計画を透明にし、情報を開示して関係者の理解と合意を尊重して民主的に対処すること。組合施行に限らず市施行も含めて市民合意ですすめること。住民要望の強い区画整理事業の予算を確保すること。国庫補助金の増額に努めること。
- (7) 事業期間が長期化している地区については、市が責任をもって事業をすすめること。
- (8) 区画整理完了後、市の所有となる道水路・公園・遊水池等についてはその用地及び築造費は権利者負担軽減のため、市の補助金を増額すること。
- (9) 各自治会単位に集会場をつくるため、土地の購入とその貸与、建設費補助金の制度の増額をはかること。

10. 安心・安全の住宅政策について

- (1) 市民の要求にこたえる安心・安全の住宅政策を実施すること。
 - ① 憲法 25 条の生存権に基づく「住まいは福祉」とする見地から、高齢者、障害者、非正規雇用など低所得の青年労働者、母子・父子家庭等に対応した公営住宅を増設すること。
 - ② 市営住宅の長寿命化計画にもとづく建て替え計画を見直し、戸数を大幅に増やすこと。
 - ③ 公共住宅・民間アパートを活用した借り上げの市営住宅の設置を進めること。
 - ④ 市営住宅家賃は据え置くとともに、家賃の減免規定を充実させ、低所得者の救済をはかること。
 - ⑤ 勤労者住宅建築資金融資制度の内容を充実し、全市民を融資の対象とすること。
 - ⑥ 公営住宅の有期入居はやめ、居住権の継承をせめて一親等まで認めること。
 - ⑦ ハウスクター制度を確立すること。
 - ⑧ 市営住宅の収入基準の上限を市民生活に見合うよう引き上げ、入居資格の幅を広げることを国に申し入れること。
 - ⑨ 市営住宅に光回線を導入すること。
- (2) 高齢者のための住宅対策を実施すること。

11. 環境対策と清掃事業の充実について

- (1) 桜環境センターについて、今後も住民の意見に耳を傾け、安全対策に万全を期すこと。
- (2) 清掃行政を改善し、市民サービスを向上させること。
 - ① ごみ減量のため事業者の「拡大生産者責任」を明らかにし、発生源で規制を強化すること。
 - ② 3R を徹底するなど、分別の強化や資源化の知恵を出し合う場を組織し、行政が説明会等を旺盛に行うこと。特にリユースを進めるとりくみを強化すること。

- ③ 事業系ごみの削減の強化をすること。
- ④ ごみ収集は市直営を減らさず、増やすこと。収集は午前中に実施すること。
- ⑤ 生ごみのステーション設置について自治会の協力を得て、市が積極的にすすめ、助成金を増額すること。また、住民誰もが利用できるように指導すること。
- ⑥ 無公害処理技術の開発と、公害防止施設を整えた廃棄物の最終処分地を確保するよう国に要求すること。
- ⑦ 直営によるふれあい収集制度を守り、対象を広げること。また、可燃物の収集を週2日とすること。
- ⑧ リサイクル推進のため古紙収集等の補助額を増やすこと。
- ⑨ 家庭ごみの有料化は行わないこと。
- ⑩ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入補助事業を拡充すること。

(3) 環境問題を重視し、環境を守り公害をなくすこと。

- ① 県の環境保全条例に基づく緑地保全の地区指定を積極的に進めること。また、相続発生による緑地保全地区の売買のあるときは、市は公共用地取得をすること。
- ② 害虫の被害から緑を守るため、公共施設、とりわけ学校、保育所などについて樹木の剪定を行うこと。
- ③ 水害地域については、浸水後直ちに防疫洗浄車による消毒を行うこと。
- ④ 大気汚染・騒音の常時監視測定局を増設し監視体制を強めること。
- ⑤ 全ての公害を発生源で規制し、住民の苦情にすぐ応えられるように体制を強化し、科学的検査機能を強化すること。
- ⑥ 広域道路や高速道路の騒音・振動対策と大気汚染調査を行い、あわせてアトピーや喘息などの健康調査を行うこと。
- ⑦ 土壌浄化方式光触媒、脱硝ブロックによる自動車排ガス対策の実施を強化すること。
- ⑧ 三菱マテリアル大宮研究所の放射性廃棄物の保管物安全管理の徹底を行うよう指導すること。引き続き立ち入り調査を行い廃棄物の全面撤去を指導すること。
- ⑨ 産業廃棄物の排出・処理にあたって、ひきつづき不良不適格業者を厳しく摘発し、根絶を図ること。
- ⑩ 市内の産業廃棄物不法投棄について、実態をただちに調査し対策を講ずること。昼・夜間のパトロールを強化すること。

(4) アスベスト曝露から市民の命と健康を守るための対策をはかること。

- ① 民間建築物のアスベスト除去に対する助成措置のさらなる増額をはかること。
- ② 健康・労災・建物改修などのアスベストに関する市民の様々な相談に対応できるよう、弁護士や医師などを含む部局横断的なワンストップ窓口を設置すること。また定期的な検診を実施すること。
- ③ 官民間問わず、再生砕石を使用している土地でのアスベスト含有を調査し対処すること。また、目視だけに頼らず、検査機器を活用すること。また、再生砕石製造過程でのア

スベスト混入を防ぐための対策をたてること。

- ④ アスベスト混入が市民や民間検査機関などから指摘された場合は、指摘者立会いで調査すること。
 - ⑤ NPO 法人はじめ民間の協力も得て、アスベスト早期発見につとめること。
 - ⑥ アスベスト関連業者への専門的な知識や技術研修・育成を進めること。
 - ⑦ アスベスト含有建築物の解体のピークはこれからのため、対策を強化すること。
 - ⑧ 商店街アーケード等、民有地であっても不特定多数の市民の出入りのある場所におけるアスベスト調査を行うこと。
 - ⑨ 大規模災害時のアスベスト対策とアスベスト関連の情報公開体制を構築すること。
- (5) 放射能汚染された土壌の再利用及び受け入れはしないこと。

12. 埼大通りのケヤキ並木のケヤキを保全すること。

以上

以下、さいたま市から国または県へ要望されたい。各項目番号は上記に準ずる。

【3】地域産業を振興し、中小商工業者の営業を守る施策の充実

1. 消費税率を5%に引き下げること。
2. 最低賃金引き上げへの対応や従業員の社保加入をすすめるためにも、中小企業対策予算を大幅に増額するとともに、政府系中小企業向け金融機関の融資枠を拡大すること。
3. 中小加工業の営業を守るため、最低加工賃を設けること。
4. 所得税法第56条を廃止し、家族賃金を必要経費と認めること。

【4】農業と地場産業の振興

1. 法制上の抜本的な改革をおこなうこと。
 - (1) 生産緑地の指定要件を「200 m²以上の農地」「5～10年の営農期限」に改めること。
 - (2) 固定資産税を収益還元方式にあらため、土地の利用形態に応じた徴収をすること。
 - (3) 屋敷林も、生産緑地指定の対象とすること。
2. 農地相続税の大幅な軽減をはかり、営農条件を20年にあらためること。
3. 地価税の農地への導入をやめること。
4. 種子法を復活させること。
5. 大規模な農家のみを対象とする「品目横断的経営安定対策」を改め、全ての農家を対象とした生産価格の安定・下支えを実現する「価格安定保障制度」を確立すること。
6. 農業を国の基幹産業として位置づけ、所得保障、価格保障を講じること。米価を支えるため余剰米の買い取りを前倒しで行うこと。米価暴落に対する特別の対策をとること。
7. 株式会社の農地取得は、農地の不安定化、荒廃をもたらしかねないので、規制を強化すること。
8. 遊休農地の有効利用を図るよう助成の拡充をはかること。
 - (1) 農家の相続税については、農家の実態に見合うよう改善をはかること。
 - (2) BSE問題では、輸入牛肉の月齢規制を復活させること。

【5】安全・良質・安価な水道の供給

1. 高利率の企業債の借り換えについて、要件の緩和、枠を拡大すること。
2. 水は生きていく上で不可欠なものであることから消費税を非課税とすること。
3. 水道事業の民営化を推進しないこと。

県への要望

1. ハツ場ダム建設事業によって生じる減価償却費、維持管理費などを水道料金に転嫁して、市民負担を増やすことのないようにすること。

【6】勤労者福祉と雇用対策の充実

1. 総合労働相談コーナーの窓口を休日や夜間帯にも設けること。
2. 全国一律の最低賃金制度を確立すること。
3. 最低賃金をただちに時給 1000 円にし、すみやかに 1500 円以上に引き上げること。
4. パート労働者の課税最低限度額を引き上げること。
5. 製造業への派遣禁止・日雇い派遣禁止など、派遣労働法を労働者保護の内容に抜本的に改正すること。
6. 雇用保険失業給付について、特定受給資格者以外の基本手当の給付率を 60%以上に、所定日数を 300 日にするなど 2000 年改正前に戻すこと。その際、特定受給資格者、再就職手当、教育訓練給付等の要件は据え置くこと。
7. 高度プロフェッショナル制度を廃止すること。
8. パート労働者の生活と権利を保障するために、年次有給休暇を保障すること。
9. ILO の「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を批准すること。

【7】若者への支援

県への要望

1. 若者を使い捨てにする「ブラック企業」及び「ブラックバイト」に対し、長時間労働の是正や離職者数の公表、就職情報・広告の適正化等、実効性ある取り組みをすること。
2. 「サポステさいたま」においては在学中の学生も利用できるようにすること。

【8】消費者行政の充実

1. 輸入食品などの検査員をふやし、検査を強化すること。

【9】「さいたま市平和都市宣言」をいかした平和行政の推進

1. 特定秘密保護法、安保関連法及び共謀罪法を撤廃すること。
2. オスプレイの低空飛行訓練には反対を表明すること。
3. 核兵器禁止条約を批准すること。

【10】 地方自治権を拡充し、清潔・公正・市民に開かれた市政へ

1. 大企業への法人税減税や大企業優遇税制を是正し、大企業へ応分の税負担を課すこと。
2. 生活用地、生活家屋などそのものが利益を生み出さない資産については、その税の減免措置を一層拡充すること。国庫補助金・負担金の削減をやめること。
3. 新たな地方への負担増大を中止すること。住宅、学校、保育所、下水道など生活関連施設の建設や運営の国庫補助、国負担制度を大幅に改善し、単価差、数量差、認可差など全てにわたって超過負担が起きないようにすること。
4. 起債についてはくり上げ償還や借り換え返済期間の延長を行えるようにすること。また、起債の利率を引き下げること。
5. 公的年金からの各種税（料）の天引きをやめること。
6. マイナンバーは中止を含め、見直しすること。
7. マイナンバーの用途の拡大を無原則に広げないこと。

【11】 憲法と「子どもの権利条約」を生かした教育の推進

1. 大学授業料を値下げするための予算措置をとること。
2. 高校授業料無償化制度を継続し、所得制限を導入しないこと。
3. 「教育再生」プランによる学校選択制の拡大、国による監査官の配置、学校評価による予算での学校差別などを押しつけないこと。
4. 義務教育国庫負担金の削減に反対し、義務教育国庫負担制度の堅持を求めること。児童・生徒急増地域の小・中学校施設整備に対する補助率を元の3分の2に戻し、延長・改善を計ること。
5. 事務職員、栄養職員について、義務教育費国庫負担法から適用除外せず、継続・拡充すること。
6. 全国学力テストの結果公表をこれ以上広げず、悉皆調査を抽出調査に変更すること。
7. 小学校3年生以上でも少人数学級を実施すること。
8. 大学入試改革における民間英語検定試験、国語・数学の記述式問題の導入は見送ること。

県への要望

1. 朝鮮学校への補助金を再開すること。

【13】 ジェンダー平等の実現と個人の尊厳を守る

1. 女性の時間外、休日、深夜業の保護規定を見直し、保護基準の充実を図ること。

2. 育児介護（看護）休業制度の普及・啓発に努めること。また育児、介護、看護休業の賃金保障を充実させること。
3. 民法を改正し、選択的夫婦別姓の法制化および婚外子差別の解消を早期に図ること。
4. 性的少数者の差別を禁止する法律を制定すること。同性婚を認める民法改正をおこなうこと。

【14】住民福祉の向上のために

1. 憲法 25 条の生存権を脅かす生活保護基準・住宅扶助費の引き下げをやめ、引き上げるよう求めること。また夏季加算を基準に加えること。
2. 生活保護制度の現行の国庫負担率を引き上げること。また老齢加算を復活すること。
3. 生活保護制度における家具什器費を引き上げること。及びエアコン設置を新規利用者から希望する利用者に拡充すること。
4. 公的年金制度について、全額国庫負担による最低保障年金制度を創設すること。パート労働者や派遣労働者などの権利を守り、年金をはじめ各種社会保険の適用をすすめること。無年金障害者の救済策をただちにおこなうこと。支給額を引き下げるマクロ経済スライドを廃止すること。
5. 介護保険法の改定で利用者負担割合の引き上げ、高額介護サービス費の自己負担限度額の引き上げなどをおこなわないこと。介護保険制度のさらなる改悪をやめること。
6. 介護報酬をもとにもどすこと。また職員の処遇改善のための特例的財政措置をとること。
7. 介護給付費の国庫負担をただちに 25%から 30%に引き上げ、利用料・保険料の減免制度をつくること。
8. 介護保険料の滞納者に対して、介護保険給付制限停止などの制裁措置をとることのないよう法改正をはかること。
9. 心身障害者福祉手当事業の対象範囲を元にもどすこと。
10. 重度障害者のための入所施設を整備すること。
11. 施設経費の日額制を廃止すること。
12. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、障害支援区分の機械的な運用によって支援内容を決めるのではなく、一人ひとりのニーズに応じた支援を受けられるようにすること。
13. 65 歳以上障害者への介護保険サービス優先利用制度を廃止すること。
14. 保育所保育指針はあくまで指針として、各保育所の保育方針などを尊重すること。
15. 0～2 歳児の保育料を引き下げること。
16. 国の保育所最低基準が低すぎるため、最低基準の引き上げをはかること。
17. 保育所用地の確保に対する財政支援を図ること。
18. 子育て支援医療費助成制度を国の制度として実施すること。
19. 保育所運営費補助の一般財源化を元の補助制度に戻すこと。

20. 自治体に対し、保育所で働く職員の処遇改善のための財政措置を講じること。
21. 保育所職員に関する人件費の弾力運用をやめること。
22. 国の制度として単位学童保育所に複数の専任指導員を配置できるよう、学童保育（放課後児童健全育成事業）予算の増額を図ること。
23. 職員の配置基準について、児童40名につき2名以上の配置を「参酌基準」から「従うべき基準」にもどすこと。同時に、職員の資格要件を「参酌基準」から「従うべき基準」にもどすこと。

【15】市民のいのちと健康を守る医療制度の充実

1. 医師・看護師不足の解消と医療労働者の過重労働を解消すること。
2. 安心して医療が受けられる体制を確保するため、診療報酬を引き上げること。
3. 特に産科医、小児科医を増員すること。
4. 県内国公立大学に医学部の新設を認めること。
5. 国保からの出産一時金を現行42万円から増額すること。
6. 国保税引き上げにならないよう財源を確保するとともに国民健康保険事業への国庫補助を45%に引き上げること。
7. 医療関係経費への消費税の転嫁を行わないこと。
8. 基準病床数を大幅に増やすこと。
9. 生活習慣病の低年齢化の状況をふまえ、現行40才以上の年齢制限をやめ、20歳以上の成人全員が受診できるようにすること。

県への要望

1. 子ども医療費助成制度の対象年齢の引き上げと、市への補助を復活させること。
2. 産科・小児科を増やすこと。

【17】緑と自然環境を守り、安心・安全なさいたま市へ

1. 原発に頼らないエネルギー政策を展開すること。
2. 原発の再稼働・建設・輸出をやめること。
3. 電力会社に対して、再生エネルギーの買い取り量を縮減しないよう求めること。
4. 石炭火力発電所をなくすこと。
5. 公共下水道について、補助事業を大幅に拡大し、事業全体の少なくとも3分の2を補助対象事業として認可すること。また、補助率を最低3分の2以上にすること。
6. 荒川総合治水事業を早期に完成させること。
7. 西部地域の総合治水計画を促進すること。
8. 古隅田川の改修を促進すること。

9. 羽田空港の増便に伴う新飛行経路は、低空飛行や落下物、騒音などで住民の安全が脅かされる。直ちに運用を中止すること。
10. 道路の緑化、歩道の設置、電線の地中化を促進するための財政措置を強めること。
11. 民間建築物のアスベスト除去に対する助成措置のさらなる増額をはかること。

県への要望

1. 笹目川とその流域の排水機場のポンプを増強すること。
2. 芝川・鴨川・鴻沼川・綾瀬川など汚れが激しい河川について、浚渫などの浄化対策を促進すること。
3. 古隅田川の改修を促進すること。
4. 藤右衛門川改修計画における上谷沼治水緑地について、建設促進を含めて早期に完成させること。

■各区の要望

西区

- ① コミュニティバス、乗合タクシーの運行について以下の点で充実・改善を図ること。

[共通事項]

- ・ 西新井地域に増便すること。
- ・ 大宮北特別支援学校周辺にルートを新設すること。
- ・ コミュニティバス等導入ガイドラインの道路要件についての市独自の対策、収支率を見直すこと。

[コミュニティバス]

- ・ 西大宮駅の出発時刻を JR 川越線の着時刻から余裕をもって乗車できる時刻にすること。
 - ・ 高木団地前にバス停を設置すること。
 - ・ 医療センター行きのバスの始発時刻を 1 時間早めること。
 - ・ 交通空白地域（三橋 5・6 丁目、宮前町、内野本郷）でも運行すること。
 - ・ 植田谷本加茂川団地—新都心路線を新設すること。
 - ・ 内谷本郷地域については北区宮原駅への路線バスに補助金を出して増便を図るなど、コミュニティバス運行を補う方向も検討すること。
- ② 川越線の 9 時～16 時の運行本数の増便を図ること。複線化の実現には課題も多いため、先駆けて増便を図るよう JR 東日本に強く働きかけること。
- ③ 宮前町の中心部に市民が憩える公園をつくること。
現在、宮前町に 3 か所の公園（前原公園・前原南公園・宮前小学校正門前公園）があるが、いずれも狭く辺鄙な場所にあり、利用者はほとんど見られない。市が公園予定地を確保し、市民が有効に活用できる公園設置をすみやかにすすめること。
- ④ 宮前川（東西に流れている側）の両岸を歩行できるように整備すること。
- ⑤ 指扇駅・西大宮駅改札口窓側にベンチを設置すること。
川越線 10 時～16 時は 1 時間 3 本の運行のため、高齢者、子ども連れが待機できる場所として設置すること。
- ⑥ 市道と交差する道路（宮前町 853-1 番地南側）の交差点に、信号を設置すること。
この交差点は清河寺方面からの道路がカーブした先にあり、カーブミラーはあるが、見通しが悪く大変危険です。宮前小学校の通学路でもあるため、早急に対処すること。
- ⑦ 市道に出る道（宮前町 853-1 番地南側）の道幅を広げること。
道幅が狭いため、市道に出る車がある場合、市道で待機しなければならず、渋滞を招き、危険な場所になっている。また、片側の地盤が悪いため崩れやすく、通学路として児童が歩くのは大変危険。早急に対策を講じること。
- ⑧ 指扇 1456 番地、1457 番地の公園予定地域の雨水対策等を解決し、早急に公園設置をすること。
- ⑨ 西大宮 4 丁目に設置予定の公園について、利用開始にむけ関係課との協議を早急にすすめること。

- ⑩ 指扇地域の西大宮 1～4 丁目は人口が急増しているため、公民館を増やすこと。また、図書館を設置すること。
- ⑪ 文化スポーツ活動環境整備として、体育館を併設した児童センターを建設すること。
- ⑫ 国道 17 号バイパスから水判土交差点までの区間の道路拡幅の計画を早急にすすめること。なお、水判土の交差点から治水橋に向かう道路の改修も継続してすすめること。
- ⑬ 国道 17 号バイパス三橋 6 丁目の歩道橋に手すりを設置すること。
- ⑭ コープ指扇店前の交差点（県道 2 号線）は右折車が滞留し、直進車が歩道にはみ出て走行しており危険。路面標示の工夫等により歩行者の安全を守る対策を講じること。
- ⑮ 土屋中学校東側水路付近の水害対策として土屋川・新川の改修を早急にすすめること。また、土屋川の年 1 回の清掃回数を増やし、水の流れをよくすること。
- ⑯ 指扇 2240 番地付近の冠水時におけるマンホールからの汚水の吹き出しに対して早急に調査し改善すること。
- ⑰ 災害時（特に水害時）の避難場所が非常に遠く、避難所の収容人数も限られており、利用困難な状況です。緊急の課題として対処すること。
- ⑱ 指扇領別所地域に隣接する滝沼川遊水地周辺の環境保全・保護及び整備をおこなうこと。
多くの近隣住民が散歩や運動に利用しており、指扇小学校の通学路も含まれていることから、住民の安全を守るために早急を実施すること。

北区

- ① 芝川の水害対策をすすめ、できるだけ早く今羽町の伏せ越し部分の水門を全開し、今羽町、本郷町の水害被害を解消すること。
- ② 日進北小学校のグラウンドは冠水すると二日間くらい水が引かない状態であるため、ポンプの能力を引き上げるなどの対策を講じること。
- ③ 大砂土小学校のマンモス化解消のため、新設校を計画すること。
- ④ 北区内で病児保育（体調不良児も含む）の実施施設を増やすこと。
- ⑤ 旧中山道の歩道の段差解消、側溝の蓋、歩道の改修を順次計画的に行うこと。
- ⑥ 日進 1 丁目下内野橋の歩道橋につながる道路の歩道橋（マンハイム大宮の敷地に接する歩道）を拡幅すること。
- ⑦ 北部医療センターを公立・公的病院の統廃合の対象から外し、病床削減をおこなわないよう国・県に働きかけること。

大宮区

- ① 高齢者・身体の不自由な方にとって階段の下りは特に注意を要するので、大宮駅東口北階段に、下りのエスカレーターを早急に設置すること。
- ② 大宮駅東口の一般車ロータリー入口に歩行者専用の信号機および視覚障害者用の音声信号を早急に設置すること。
- ③ 旧大宮警察前通り（市道 10052 号線）の踏切は、歩行者や車椅子、自転車利用者、ベ

- ビーカー利用者が安心して渡れるよう、段差を解消した分離帯を設置すること。
- ④ 産業道路のサッカー場（NACK5）前から菱屋会館前信号までの間の歩道は、狭くて危険なので、拡張して歩行者の安全を確保すること。特にイベント催行時は対策を講じること。
 - ⑤ 三橋4丁目には適度な面積を有する公園がない。市が県より「いずみ高校農園」跡地を購入する話があり、4丁目自治会と近隣住民も要望署名を提出しているため、早急に防災公園としての機能を備えた公園を整備するとともに住民に進捗状況を知らせること。
 - ⑥ 三橋1丁目大平公園付近の水路に蓋をすること。
 - ⑦ 三橋1丁目グリーンパーク大宮マンション前の道路が狭く、片面に大きな段差ができています。「路肩注意」のポールはあるが、車とすれ違う際に度々道路から落ちてしまうため早急に整備すること。
 - ⑧ 大宮駅前、大門2丁目中地区再開発工事に伴い、大宮駅前中央通りは歩道が狭いうえに、路線バスの停留所が多く、通学生が歩道にあふれている。歩行者の交通安全のために、交通整理要員を配置するなどの安全対策を講じること。
 - ⑨ 大宮駅東口にベンチを設置すること。
 - ⑩ 新旧大宮区役所前の道路にベンチおよび公衆トイレを設置すること。
 - ⑪ 大宮区堀之内1丁目、白山橋～堀之内橋の間、見沼用水西縁右岸側の側溝に蓋をかけること。
 - ⑫ 三橋中央通りの中並木交差点の歩行者信号の時間が短いので歩車分離化すること。
 - ⑬ 通学路になっている新大宮バイパスの三橋（一）歩道橋は老朽化しており、雨のあとは水はけが悪く歩行困難であるため、階段の補修をすること。
 - ⑭ 天沼町2丁目を通る産業道路のバイパス工事により、大原6丁目では集中豪雨時に周辺住宅への雨水流入の甚大な被害が起きている。総合雨水流出抑制対策指針に沿って、1ha当たり500m³の容量の貯留施設を設置すること。
また、工事中の土砂・雨水流出を防ぐため、必要な沈砂池を設置すること。
 - ⑮ 短時間集中豪雨による浸水被害の発生場所が区内に多くあるので、早急に調査して事前の対策を講じること。
 - ⑯ 鴻沼川に架かる橋の高さが低いところがまだ残っているので、引き続き歩行者の安全対策を講じること。
 - ⑰ 15条橋の橋の長さが鴻沼川の川幅より短いため、川の水量が増し、あふれる危険性があるので改善・対策を講じること。
 - ⑱ 大雨が降るたびに鴻沼川近くの大成3丁目、櫛引町一丁目は道路冠水がたびたび起こる。内水問題の対策を講じること。
 - ⑲ 国道17号大成消防署近くの交差点の安全対策として歩車分離信号を設置すること。
 - ⑳ 櫛引町1丁目457番地456番地等と461～463番地等のある用水路の改善対策を講じること。
 - ㉑ 桜木駐車場の一部を利用して、地域住民のためのコミュニティセンターや公園などを

作ること。

見沼区

- ① ボトルネックになっている大和田駅東側「野第 20 号踏切」を拡幅するよう、JR・東武鉄道と協議を進めること。
- ② 国道旧 16 号の大和田第二産業道路から蓮沼交差点までの間の歩道整備を早急に促進すること。
- ③ 大宮岩槻線大和田工区の拡幅整備にともない、近隣の生活道路を整備すること。
- ④ 中川分水通り（中川循環）の道路拡幅と歩道設置をすすめること。
- ⑤ 共立病院駐車場から加田屋川の河川敷を利用して美園三室線までを拡幅し整備すること。
- ⑥ 片柳 1・2 丁目地内の農業用水路と並行する排水路を暗渠化し、通路改良を行うこと。
- ⑦ 片柳、染谷地域から片柳小学校にバス通学をしている児童には、バス代を全員、全額補助すること。
- ⑧ 通学時「山」T 字路交差点を渡る児童生徒の安全のために、歩車分離進行等の対策をとること。
- ⑨ 宮ヶ谷塔（西）交差点から 100m 南の三叉路、マルエツ東門前店南側五叉路、東新井団地バス停東南 T 字路に信号機を設置すること。芝川中川橋東縁（大宮自動車教習所西側）の通学路になっている歩道に手押し信号を設置すること。
- ⑩ 中央通りと中川分水通りの交差点の信号を時差式にして、北側からの車が右折しやすくすることで渋滞を解消すること。
- ⑪ 大宮駅に向かう国際興業バスの新道経由を増やし、自治医大病院に行けるようにすること。
- ⑫ 大宮駅から見沼区経由でさいたま市立病院に行けるようにすること。
- ⑬ 大和田駅・七里駅の駅前広場の整備及び駅前の狭隘道路の整備をすすめるよう特別の手だてをとること。
- ⑭ 見沼自然公園の利用者の利便性向上をはかるため西門をつけ、加田屋川に橋を架けること。
- ⑮ 下水道整備を早急に進めること。調整区域であってもまとまった住宅地については、公共下水道を早期に整備すること（山・御蔵・染谷・片柳・大谷）。また、受益者負担金は高すぎるので引き下げること。受益者負担の水準を含め、整備計画を住民に早めに知らせること。
- ⑯ 見沼代用水半縄橋（特に梅の木橋から樋の口橋）に街灯を設置すること。
- ⑰ 見沼区内の区画整理地区の事業の進捗を図り、長期化している地区には、特段の財政支援を強めること。
- ⑱ 片柳・七里・東大宮の各コミュニティーセンターの駐車場を拡張すること。
- ⑲ 公民館を増やすこと。特に要望の強い東大宮、春野地域への整備を図ること。及び公民館（春岡・七里・大砂土東・片柳）のバリアフリー化を一層進めること。

- ⑳ 三崎公園(浦和区)に早急にトイレを設置すること。
- ㉑ 見沼区内小・中学校の大規模改修・トイレ改修を進め、洋式化率を向上させること。大谷小、島小の体育館内にトイレを整備すること。
- ㉒ 新設大和田地区小学校については、施設の複合化をやめ、従来の小学校建設として進めること。
- ㉓ 見沼区内の民間学童保育所の施設の公設化を進めること。
- ㉔ 投票所が遠く、公共交通機関の不便な地域の有権者に、投票所の増設または移動投票所の導入等で投票権を保障すること。
- ㉕ 「食肉中央卸売市場・と畜場」及び「地域経済活性化拠点(道の駅)」における環境影響評価に住民の意見を反映し、環境への影響を中長期にわたって把握するために地下水位の低下及び地盤沈下が心配されている春野地区にも早急に地盤沈下に関する観測地点を設けること。
- ㉖ 東武野田線七里駅北側特定区画整理事業における桜の伐採、移植については十分な調査と地元住民との話し合いによって進めること。

中央区

- ① 鴻沼川の側道を散歩道として整備すること。
- ② 高沼用水路東縁および西縁の改修を進めること。また、常時水を流し、衛生管理を向上させること。土砂の堆積除去をおこなうこと。
- ③ 与野体育館にクーラーを設置すること。
- ④ 本町公民館、大戸公民館にエレベーターを早期に設置すること。
- ⑤ 区内コミュニティバスを運行し、公共交通の充実を図ること。
- ⑥ 八幡通り延長線上の大宮 17 号バイパスの横断歩道を左右両側に設けること。
- ⑦ 中央通りの傾斜がひどく、雨天時に浸水する家屋等がある。対策と改修を図ること。
- ⑧ 本町通りに関して以下の点について改善すること。
 - ・本町通と八幡通りの交差点に右折信号(本町通り沿い)を設置すること。
 - ・本町通りを歩行者と自転車が安全に通行できるよう改善すること。具体的には、本町通りの東側歩道部分にでている電柱等(NTT20本、交通標識10本など)を撤去及び道路外に移設すること。
- ⑨ 与野本町駅及び駅周辺に関して以下の点を改善すること。
 - ・送迎車用の駐車スペースをつくること。現ロータリーを削り、車両がスムーズに通行できるよう改善すること。
 - ・JRや店舗とも協議して、使い勝手の良い駐輪場を増設・整備すること。
 - ・東口コンコースに入る南向きスロープを設置すること。
 - ・遊歩道のブロックタイルの凸凹を改善すること。
 - ・屋外公衆トイレを設置すること。
 - ・西口ロータリー北の歩行者信号と横断歩道を10mほど先の交差点に移設すること。
 - ・西口に郵便ポスト設置を要望すること。

- ⑩ 与野中央公園（東側）内に公衆トイレ（洋式トイレ）を新設すること。
- ⑪ （仮称）与野中央公園に関して以下の点を要望する。
 - ・全予定地を買収を早期におこない、整備が図れるよう努めること。
 - ・鴻沼川の水害対策として、降水量 100mm対応のための調整池を早期に建設すること。
 - ・調整池の底面を公園として多目的に活用できるよう整備を図ることを県に要望すること。
 - ・市民から要望の出されているドッグランを早期に設置すること。
- ⑫ 南与野駅、与野本町駅、北与野駅にホームドアおよび下りエスカレーターを設置するよう JR に要望すること。
- ⑬ 与野駅西口に郵便ポスト設置を要望すること。
- ⑭ 区役所内に消費生活センターの相談窓口を常設すること。
- ⑮ 区内公共施設の和室に座椅子等を整備すること。

桜区

（1）道路の安全対策

- ① 国道 463 号線埼大通りの歩道は順次改修されているが、ケヤキの根上がりなどは引き続き起こるため、定期的に改修すること。またケヤキの切り株は危険なので安全策を講じること。
- ② 県道宗岡さいたま線の西部病院前から大泉院通り間の歩道を拡幅し、安全確保を図ること。
- ③ 道場 2 丁目のドラッグストアセイムスから南元宿 2 丁目の共同製本（株）間は、土合中学校の通学路になっているため、ガードレールやポールなどを設置し、早急に安全対策を図ること。
- ④ 新開通りを拡張すること。
- ⑤ 開通した町谷本太線の西堀トンネルの歩道にガードレールを設置すること。

（2）信号・横断歩道の設置や改善

- ① 神田 707 番地とこうやまストア間の交差点に歩行者用信号を設置すること。
- ② 田島 9 丁目 25 番地と 27 番地間の横断歩道は通学路になっていることから歩行者用信号を設置すること。
- ③ 田島 9 丁目 31 番地（株）セイウンと田島 9 丁目 26 番地間に横断歩道を設置すること。
- ④ 国道 463 号線埼大通りの埼玉大学東側（下大久保 255 番地）と浦和エメラルドグリーン（上大久保 79-2）の間の道からスマートホームシステム実証実験ハウス側に横断歩道を設置すること。

（3）バス路線の改善

- ① コミュニティバスは、白楡電建住宅・やつしまニュータウン・下大久保オートバック

- ス側・山久保地域へ乗り入れること。
- ② 系統北浦 80 の国際興業バスを増発すること。
 - ③ 南与野駅から区役所間のバス路線を開設すること。

(4) 駅前周辺への要望

- ① 中浦和駅前に公衆トイレおよび交番、図書館の返却ポストを設置すること。
- ② 北与野駅西口バスロータリー内の「電建住宅経由北浦和駅行き」のバス停にベンチを設置すること。

(5) 街路灯の要望

- ① 埼大通り、埼玉大学より西側に街路灯を増やし明るくすること。
- ② 下大久保 1771 レッズランド付近、下大久保 1242-1 グランパレスフォレスト付近は大変暗く、街路灯を設置すること。

(6) 水路対策

- ① 作田排水路（大久保領家）・道の下排水路（道場 2 丁目）に蓋をかけること。

(7) 公民館

- ① 土合公民館にエレベーターを設置すること。

浦和区

- ① 浦高通りの歩道は、歩道と車道の段差をなくすなど、車いすでも安心して通行できるようバリアフリー化を急ぐこと。
- ② 大変危険な北浦和バスターミナル前の変則交差点について、一層の安全対策を検討すること。
- ③ 北浦和駅東口交差点以外での横断対策を急ぐこと。
- ④ 浦和駅西口南再開発は反対住民の意見を十分に尊重すること。
- ⑤ 天王川コミュニティ道路下の河川掃除を急ぐこと。特に国道 463 号と接する付近について急ぐこと。
- ⑥ 本太公民館出口の国道 463 号交差点に信号機を設置すること。
- ⑦ 本太坂下交差点（バイパス原山方面）に右折信号を付けること。
- ⑧ 地震などの災害時に一定期間避難生活が可能な防災公園の設置について、関係部局との協議をすすめ実現すること。
- ⑨ 北浦和駅西口の 17 号交差点信号のスクランブル化をはかること。
- ⑩ 領家 3 丁目地域に街区公園を整備すること
- ⑪ 元町 1-22-6 古藤医院前の交差点に手押し信号の設置を県に求め、実現までの当面の安全処置を行うこと。
- ⑫ 特養ホームをただちに増設すること。

- ⑬ 上木崎 7-19 正福寺前は通学路でありながら交通量が多く、狭あい道路となっているので、通学時間帯には車両規制をおこなうこと。
- ⑭ 市役所経由の浦和駅—北浦和間のバス路線を新設すること。
- ⑮ 浦和区三崎地区にドッグランを設置すること。
- ⑯ 浦和駅西口入口交差点の歩行者用信号は現行の時間では高齢者は渡り切れません。適切な時間に延長すること。
- ⑰ 市立駒場体育館の利用者証の再発行は無料とすること。
- ⑱ 皇山町の旧老人憩いの家跡地は、複合施設にこだわらず高齢者施設とすること。

南区

- ① 京浜東北線東側に児童センターを設置すること。
- ② 南区に1館もない体育館を設置すること。
- ③ 辻・フラワーパーク地内に、特別養護老人ホーム・母子保健センター・公民館・集会施設等複合施設を設置すること。
- ④ 田島交差点をはじめとする新大宮バイパス周辺の騒音・環境対策を強めること。
- ⑤ 市が管理する藤右衛門川上流の暗渠部内の堆積土砂を全部除去すると共に、流出先の藤右衛門川（県管理）の川床が高いため、大雨時などには内水域氾濫などの被害を招いている。県と協議し100%排出できるよう県に強く要望すること。
- ⑥ 浦和競馬場の夜間競馬・場外馬券販売の開催日数を減らすこと。また開催時には警察と連携して十分な防犯対策を講じること。近隣住民への砂埃の被害の低減策をとること。
- ⑦ 浦和競馬場第一駐車場を防災広場や遊水池等、雨季の貯留地とするため県から譲り受けること。
- ⑧ 別所沼の水質の調査を進め、改善のための対策を実施すること。
- ⑨ 白幡沼遊歩道に仮設トイレなどでの対策を含め、トイレを設置すること。
- ⑩ 田島通りから文化センターにぬける道の歩道が狭すぎるため、対策を講じること。
- ⑪ 藤右衛門川遊水池に仮設なども含めたトイレの設置について県とも協議して進めること。
- ⑫ 南浦和駅とその周辺をバリアフリー重点地域とすること。東西口を結ぶ自由通路を確保すること。東口にトイレの設置、北口改札をつくること。
- ⑬ 武蔵浦和駅再開発地域内には、学校・公園・認可保育所など不足している施設を早急に作ること。
- ⑭ 武蔵野線（武蔵浦和駅周辺・太田窪地域・鹿手袋一丁目・西浦和大宮駅間）の客車・貨物車による騒音・振動を軽減すること。また草の刈り払いを適時行うこと。
- ⑮ 武蔵浦和駅周辺「花と緑の散歩道」の花や木の手入れと補植を行うこと。
- ⑯ 武蔵浦和駅で武蔵野線に直接入れる改札口を設置すること。また改札口直近にエレベーターを設置すること。
- ⑰ 大里小学校から田島通りに抜ける道に歩道スペースを確保すること。

- ⑱ 松本地区における道路の車道と歩道の安全を確保するため、片側だけでも歩道に柵を設置すること。
- ⑲ 一ツ木地下道の歩道の自転車事故が多いため、保安員を配置するなど安全対策をとること。
- ⑳ 松本地区の水害対策を緊急に講じること。
- ㉑ 近隣地域の水害対策のため、大谷口公園調整池、円正寺第一公園の容量を増やす策を講じること。
- ㉒ 南消防署、六辻公民館の建て替えを早期に実施すること。
- ㉓ 沼影市民プールの廃止計画を見直し、沼影公園を残すこと。
- ㉔ 武蔵浦和地域に計画されている大規模な義務教育学校の建設計画を撤回すること。

緑区

- ① 東浦和駅での定期券発行等の業務を再開するよう JR 東日本に要望すること。
- ② 東浦和駅前に日陰を設置すること。
- ③ 見沼代用水西縁沿いに歩いた距離が分かるよう標識を一定間隔で設置すること。
- ④ 原山第 1・2 歩道橋の撤去については撤去後の安全対策を十分にとることを前提に進めること。
- ⑤ 原山 4 丁目の投票所は元の原山小学校に戻すこと。
- ⑥ 三室の県立教育センター跡地の防災公園整備は住民意見を尊重するとともに、用地取得に伴う諸課題については県と十分協議を行いながら引き続き住民の安全を第一に進めること。
- ⑦ 三室地域の住居表示が大変わかりにくくなっているのを改善すること。
- ⑧ 市立病院行のバス路線を増やすとともにより早い時間帯の運行、および東浦和駅から市立病院への便数を増やすよう国際興業バスに求めること。
- ⑨ 美園小学校・美園南中学校通学のために綾瀬川に橋を早急に設置すること。
- ⑩ イオン美園店北側、463 号線の交差点は距離があり、高齢者や子ども、障害者が渡りきれないことがあるため、エレベーター付きの歩道橋を設置するなど対策をとること。
- ⑪ 旧国道 463 号線と国道 122 号の大門交差点の上り方面に右折信号を設置すること。
- ⑫ 浦和美園駅東口へトイレを整備すること。
- ⑬ 県道 105 号線（さいたま鳩ヶ谷線・日光御成街道）の浦和代山郵便局北側は道路が狭く、事故も起きているので、拡幅等安全対策を進めること。
- ⑭ 寺山 17-3 付近の東北自動車道下をくぐる道路を早期に通行可能とするよう整備を進めること。
- ⑮ 松芝公園西側の道路は改修した地面が斜めになっており、バイク等で通る際に大変危険なため、平らにすること。

岩槻区

(1) 台風、豪雨災害等による水害について

岩槻区では近年、台風や豪雨による「道路冠水」等の被害が多発し、被害が拡大している。区内の水害対策を強化し、「道路冠水」防止の環境整備を求める。なかでも徳力・小溝地域の水害は深刻であり、根本的に解決するために古隅田川の拡幅工事を県に求めること。

(2) 岩槻区の下水道普及率について

下水道普及率が、市内平均 94%（2020 年度実績）に対し、岩槻区は最低の 71.4%となっており、西区 85.4%と比較しても大きく立ち遅れている。岩槻区の下水道工事の計画を前倒しで行い、2022 年度中に 80%以上の普及率へ高めること。

(3) 公共交通の充実について

- ① 交通空白地域、交通不便地域にコミュニティバス及び乗合タクシーを走らせること。
※交通不便地域：河合地域、加倉 5 丁目地域等
- ② コミバス等導入ガイドラインを見直して、収支率目標 40%を撤廃し、運賃を一律 100 円、高齢者や学生の料金割引、障害者の運賃免除を行うこと。
- ③ コミバス等導入ガイドラインによる「地域住民が主体」では、住民の密度が低い交通空白地域、交通不便地域では関係する地域住民が広範囲になり、多数の自治会による組織を作るうえでの困難があり、事実上不可能。ガイドラインを見直し「地域住民が主体」ではなく、さいたま市の責任と判断で運行すること。
- ④ 区役所は月 1 回、休日窓口を開設、丸山記念総合病院も日曜診療をおこなっている。コミバス・乗り合いタクシー共に現行の「平日運行」を見直し、「土日祝日」運行すること。

(4) 幅の狭い踏切から住民の安全を守る問題について

岩槻駅近くにある「丹過の踏切」は特に幅が狭く、歩道もない非常に危険な状況が依然として続いている。早急に踏切を拡幅し、歩道の設置を求める。また区内の他踏切の狭隘な箇所についても改善すること。

(5) 県立小児医療センター移転に伴う救急対応の医療施設確保について

県立小児医療センター跡地にできた医療型障害児入所施設「カリヨンの杜」は救急に対応していない。しかし、旧県立小児医療センター利用者は近辺に居住しており、近くに救急対応可能な医療機関が必要。市は独自に救急対応の出来る医療機関を整備すること。

(6) 公共の公民館建設と旧給食センターの活用について

- ① 岩槻駅西口が開設され新たな住民が増えているにも関わらず、岩槻駅北西部には公共施設がない。この地域の公民館の建設すること。

② 「旧給食センター」が使われることなく放置されている。取り壊して土地を有効活用すること。

(7) 岩槻区内にバーベキューの出来る施設を整備すること。

(8) 綾瀬川の釣上新田地域に人道橋を建設すること。

釣上新田地域は、生活圏が東川口や浦和美園に近いにも関わらず、綾瀬川に橋がなく、買い物にも通学にも大変不便な地域です。生活道路及び美園小学校への通学路として、綾瀬川に人と自転車用の橋を架けること。

(9) 一部の投票所の不便について

① 本町5丁目の住民が指定されている投票所は非常に遠くて不便である。近隣の本丸公民館への変更など改善すること。

② 三町公民館を投票所にする際は、高齢者や障害者が投票する場合に自動車を止める場所が無く不便である。近くに臨時駐車場を確保すること。

(10) 生活保護及び貧困ビジネスについて

① 住居を持たない生活保護申請者に対し、安易に貧困ビジネス施設への斡旋（福祉第2種施設の紹介・強要）を行うことは名簿の提供も含めて止めること。令和2年9月11日の国の通達「(2) 現に住居のない要保護者への対応」を厳守し、「居宅保護」の原則を守ること。

② いわゆる「貧困ビジネス」と言われる施設等に居住する生活保護受給者の居宅移行支援を積極的に進めること。

③ 生活保護行政の充実のため、ケースワーカー1人当たりのケース数を60人程度とし、制度の周知のために年に複数回の「お知らせ」を利用者に発行すること。